

第2期長崎県循環器病対策推進計画の概要(案)

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨：脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下、「循環器病」という。）が死亡原因や要介護状態となる主要な原因の1つになっていることに鑑み「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下「法」という。）に基づく長崎県循環器病対策推進計画を策定する。
- 2 計画の期間：令和6年度～令和11年度の6年間
- 3 他計画との整合性：長崎県医療計画、健康ながさき21、長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画等との整合性を図りながら推進する。

第2章 全体目標等

「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

第3章 本県の現状

- 1 健康寿命
- 2 平均寿命
- 3 平均寿命と健康寿命の差
- 4 高齢化率
- 5 死亡原因における循環器病の割合
- 6 循環器病の死亡率
- 7 介護が必要になった原因の構成割合（全国）

第5章 推進のために必要な事項

- 1 関係者等の有機的連携・協力強化
・県、大学、企業等が連携し、循環器病対策を推進する。
- 2 計画の評価・見直し等
・少なくとも6年毎に検討を加え、必要に応じ計画の変更を行う。
・計画の見直しについて、ロジックモデル等のツールを活用した施策の策定に努める。
- 3 他の疾患等に係る対策との連携
- 4 感染症拡大や災害等の有事を見据えた対策

資料編

- 1 脳卒中ロジックモデル
- 2 心血管疾患ロジックモデル

第4章 分野別の現状と主要な施策の方向性

1 循環器病予防のための生活習慣改善の推進

「健康長寿日本一に向けた長崎県づくり」に向けた県民運動の展開

2 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実

(1) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進

・特定健康診査及び特定保健指導等の推進 ・長崎県版「糖尿病性腎臓病重症化予防プログラム」による保健指導等の実施

(2) 医療提供体制の充実

① 救急医療体制の整備

・循環器病の初期症状に関する啓発 ・急性期専門医療機関の周知 ・メディカルコントロール体制の充実 等

② 急性期から慢性期にかけて切れ目ない医療提供体制の構築

<脳卒中>

ア 急性期の医療体制

・脳卒中診療ネットワーク体制の充実 ・遠隔画像診断を用いた診療体制の整備

イ 急性期の合併症治療・リハビリテーション提供体制

・早期からの合併症予防・栄養管理 ・口腔・嚥下機能の向上のための医科歯科連携
・あじさいネット等を活用した地域連携バスの運用（急性期・回復期・維持期・生活期）

ウ 回復期リハビリテーション提供体制

・リハビリテーション機能の地域差の是正

エ 維持期・生活期のリハビリテーション・在宅医療・緩和ケア提供体制

・地域密着型リハビリテーション支援体制の充実 ・在宅医療等における口腔管理の推進

<心血管疾患>

ア 急性期の医療体制

・専門的医療を提供できる医療機関の地理的適正化
・疾病管理プログラムの推進

イ リハビリテーション・在宅医療・緩和ケア提供体制

・疾病管理プログラムを活用したリハビリテーションの提供
・離島地区の心臓リハビリテーション提供体制の検討
・あじさいネット等を活用した地域連携バスの運用
・心不全医療の地域連携の中核を担う医療機関の整備
・ACP支援や緩和ケアを行う医療従事者の育成

(3) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

・移行期医療支援の体制整備に向けた取組 ・学校健診等による循環器病の早期発見 ・心疾患児等への学校生活での適切な指導

3 多職種連携によるサービス提供体制の充実

(1) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

・看取り等の在宅医療の充実 ・地域包括ケアシステムの構築・充実
・脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置

(2) 後遺症を有する者に対する支援・治療と仕事の両立支援・就労支援

・高次脳機能障害やてんかんに関する支援 ・就労支援及び治療と仕事の両立支援